

R 8 那 土 那 賀 川 他 那 賀 ・ 吉 野 他 河 川 等 パ ト ロ ー ル 業 務
徳 島 県 公 共 土 木 施 設 維 持 管 理 業 務 委 託 に 係 る 県 有 車 両 の 貸 付 要 領

(適用)

第 1 条 徳島県（以下「甲」という。）が発注する徳島県公共土木施設（道路・河川・砂防・港湾等）の維持管理業務において、受注者（以下「乙」という。）が県有車両（以下「車両」という。）を使用するにあたっては、仕様書、契約書によるほか、この要領によるものとする。

(貸付物件等)

第 2 条 貸付は、甲が指定した車両及び付属備品とする。

(使用用途)

第 3 条 車両の使用用途は、次に掲げる業務とする。

- 一 徳島県公共土木施設（道路・河川・砂防・港湾等）の維持管理業務
- 二 その他県が必要と認める業務

(用途外使用の禁止)

第 4 条 乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 車両を転貸し、又は担保に供すること。
- 二 車両を業務以外の目的に供すること。

(使用貸借)

第 5 条 乙は、当該履行期間に係る借受申請書（様式第 1 号）を甲に提出し、その貸付の決定を受けなければならない。

2 甲は、この要領に基づき借受申請書を審査し、適当と認めた場合は、車両の貸付を決定し、貸付決定書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(運転者等)

第 6 条 車両は次の要件を満たす者でなければ運転することができない。

- 一 乙が業務を履行するため、使用している者であること。
- 二 普通第 1 種以上の運転免許を有し、かつ普通自動車以上の運転実務経験が 2 年以上であること。
- 三 過去 2 年以内に重大な交通事故を起こしていないこと。
- 四 過去 2 年以内に重大な交通違反（免許停止を伴うもの）をしていないこと。

2 前項の規定により、車両を運転することができる者について、車両運転者名簿（様式第 3 号）を提出するものとする。

(貸付料)

第 7 条 車両の貸付は無償とする。

(費用負担)

第8条 修理等に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 甲が負担するものは次のとおり。

イ 車検及び定期点検整備に要する費用。(ただし、第二号の乙が負担するものを除く。)

ロ タイヤ、バッテリー、カーエアコン等の交換又は修理に要する費用。(ただし、明らかに乙の責めに帰すべき事由であると認められる場合には乙が負担するものとする。)

ハ その他、甲が特に必要と認める修理等及び乙の負担とすることがあきらかに不適当と認められる修理等に要する費用。

二 乙が負担するものは次のとおり。

イ 乙が走行するのに必要な燃料の給油に要する費用。

ロ 潤滑油類(エンジンオイル、ブレーキオイル、クラッチオイル等)の補充又は交換に要する費用。ただし、エンジンオイルの交換については4,000kmごとに行うものとする。

ハ 洗車用品、ワックス、ウォッシャー液、ラジエター液、モップ等の保守的消耗品に要する費用。

ニ 乙は前項第一号ロ及び第二号ロに掲げる事項が生じた時は、費用負担に関わりなく、あらかじめ甲と協議するものとする。

(自動車保険料)

第9条 乙は契約締結後、当該履行期間中は、自己の費用負担において、乙を契約者とする、次に掲げる内容の任意自動車保険に加入しなければならない。

一 車両 時価(オールリスク型)

二 対人賠償 1名につき 無制限

三 対物賠償 1事故につき 無制限

四 搭乗者障害 1名につき 500万円以上

五 運転者 限定なし

六 運転者年齢 制限なし

2 乙は前項の規定により加入した、保険契約書の写しを甲に提出するものとする。

(亡失又はき損)

第10条 乙は、自動車を亡失又はき損したときは、借受車両の亡失(き損)報告書(様式第4号)により詳細な報告書を提出し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、自己の責に帰すべき理由により自動車を亡失又はき損したときは、自己において補填し、又はその損害額を弁償しなければならない。

(事故処理)

第11条 乙は、当該契約の業務の履行に伴い、交通事故等が発生したときは、直ちに負傷者の救護及び道路の危険防止について必要な措置を講ずるとともに、警察署に届け、その状況を車両等事故速報(様式第5号)により甲に報告し、速やかに事故等の処理を行い、事故処理に要する一切の費用を乙が負担する。ただし、甲が加入する自動車損害賠償責任保険の適用を妨げるものではない。

2 前項の報告書には、次の書類を添附しなければならない。

- 一 事故現場の見取図
- 二 事故車双方及び相手方物件の写真
- 三 自動車安全運転センター法第29条第1項第5号の規定に基づく交通事故に関し、その発生した日時、場所その他内閣府令で定める事項を記載した書面（発行後添付）
- 四 その他必要な書類

（一般的損害）

第12条 業務の履行に伴い生じた損害（次条第1項、第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、第9条の規定に基づく加入保険を適用し、保険により補填されたものを超える部分について、甲が負担する。

（甲及び第三者に及ぼした損害）

第13条 乙は業務の履行に伴い、甲及び第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし第18条の規定に基づき、甲が使用中に発生した損害については、甲と協議するものとする。

2 前項の規定による賠償額（第9条に定めるところにより加入した保険で補填された部分を除く。）のうち、甲の指示、その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不適當であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合、その他業務の履行に伴い、第三者との間に紛争を生じた場合については、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（交通違反等）

第14条 乙は業務の履行に伴い、交通違反により検挙されたときは、速やかにそのてんまつを甲に報告しなければならない。

（車両の引渡時期等）

第15条 甲は乙に業務を実施する日毎に、パトロール業務に使用する車両を乙に引き渡すものとし、業務が終了したときは、速やかに甲に返納するものとする。

ただし、災害等の緊急時において、やむをえず返納することが困難な場合においてはこの限りでない。また、この間の車両の管理は乙の責任において行うものとする。

（車両の引渡、返納、保管場所）

第16条 車両は甲が指定する保管場所において、引渡し、返納するものとする。

（貸付の中止）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、車両の貸付を中止することができる。

- 一 正当な理由なく、この要領に違反したとき。
- 二 その他、借受者として、不適当であると認める事実があったとき。

(車両の使用)

第18条 災害等の緊急時において、甲が必要と認めるときは、乙の業務の履行に支障が生じない範囲で車両を使用することができるものとする。ただし、その場合の燃料費は甲の負担とする。

(使用状況の報告)

第19条 乙は、車両使用簿（様式第6号）により、毎日車両の使用状況を甲に報告しなければならない。

(車両に関する事務)

第20条 乙は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 車両の運行前点検（運行するに支障が生じる部位に関する全てをいう。）
- 二 燃料及び油脂類の補給及び交換に関する事務。
- 三 車両の適正使用・管理に関する事務。
- 四 事故防止に関する事務。
- 五 自動車損害賠償保険に関する事務。

(燃料等の品質)

第21条 燃料及び油脂類は、次の各号に定めるものを使用し、品質について必要があると認められるときは、甲乙協議するものとする。

- 一 燃料は甲が指定する油種を使用する。
- 二 エンジンオイルは、四季を通じて使用可能な品質を保持し、かつ、J I S規格品とする。
- 三 その他のものについては、車種による純正品又は同等品以上のものを使用するものとする。

(法令等の遵守)

第22条 乙は業務の履行にあたっては、道路運送車両法、道路交通法等車両の運行等に係る関係法令及び労働基準法等労働条件に係る関係法令並びに甲の指示事項を遵守するものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この要領に定めるもののほか、車両の貸付に関し必要な事項は、甲が別に定める。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第 1 号

徳島県公共土木施設の維持管理業務委託に係る県有車両借受申請書

令和 年 月 日

殿

借受申請者 (所在地)

(商号及び代表者役職氏名)

印

徳島県公共土木施設の維持管理業務委託の実施に伴い、県有車両を次のとおり借受けたいので、申請します。

- 1 借受車両及び付属備品
- 2 借受の目的（委託業務名）
- 3 借受予定期間（契約期間）
- 4 保管場所
- 5 担当者及び使用責任者（氏名、電話番号等）
- 6 添附書類
 - ①車両運転者名簿（様式第 3 号）
 - ②その他必要と認める書類

様式第 2 号

徳島県公共土木施設の維持管理業務委託に係る県有車両貸付決定書

南総第 号
令和 年 月 日

殿

(発 注 者)

令和 年 月 日付けで申請のあった，県有車両の貸付については，申請のとおり決定します。

県有車両の借受に際しては，徳島県公共土木施設の維持管理業務委託に係る県有車両貸付要領及び当該委託業務に係る仕様書，契約書の内容を遵守すること。

車両運転者名簿

所在地
商号
代表者役職氏名

印

委託業務名 ()

氏 名	運転免許			備 考
	種 類	交付年月日 有効年月日	免許証番号	

※免許更新等により，記載事項に変更が生じた場合には，その都度，速やかに提出すること。

様式第 4 号

決裁欄				
第 年 月 日 号 殿 所在地 商号 代表者職氏名 印 車両の亡失（き損）報告書 車両が、次のとおり亡失（き損）しましたので報告します。				
車両番号	車 両	車 名	事故の責任者	
購入年月日	購 入 価 格	現在見積価格	亡失（き損）の日時	
事故発生の 場 所				
常時保管場所				
事故発見の動機とその内容				
事故後の措置			その他参考事項	

- 注 1 盗難のときは、警察署の証明書を添付のこと。
2 き損の場合は、修繕料の見積書を添付のこと。

様式第5号

車 両 等 事 故 速 報

殿

所在地

商号

代表者職氏名

印

委託業務名（ ）

次のとおり事故がありましたので、報告します。

令和 年 月 日

車両事故の態様 ※該当するものを○で囲んでください。以下の項目記載も同様です。		交通事故 県有車両の盗難 県有車両の交通事故外損傷	加 害 双方過失 被 害 自 損	人身損害 死 亡 傷 害 物 損
事故発生	年月日	令和 年 月 日（ ）午前・午後 時 分頃（天候 ）		
	場 所	(路線名) 国道 号、県道 線、市町村道 線 (道路形状) 交差点 道路本線上 路側部 構内道路 その他		
事 故 者	会社名 職 氏 名 年 齢 備 考	※免許証の写しを添付してください。	※車両番号〔徳島 〕 同乗者の状況 (有 (名) ・ 無) ※同乗者有りの場合は職氏名を記載 氏名	
	相手方 住 所 名 氏 名 年 齢 職 業 連絡先 備 考	(電話)	※車両番号〔 〕 車両所有の状況 (運転者が所有・所有者は別)	
事 故 の 概 況		※事故の原因・形態等を簡潔に記載してください。		
		※事故現場写真撮影(予定)年月日	令和 年 月 日	
人 身 損 害 物損等の状況		※けがの程度、病院名、車の損害箇所・程度、修理先名（ディーラー・整備工場名）、届出警察署名等を記載してください。		

MEMO

※事故現場の道路形状（交差形状、信号機の有無・一時停止規制線等交通規制の状況）・事故時の車両位置図等を記載してください。

※衝突位置及び相手方を衝突前に最後に確認した位置を赤で記載してください。

※住宅地図の写しを添付してください。

※車両運転者の免許証の写しを添付してください。

※事故車双方及び相手方物件の写真を添付してください。

様式第6号

県有車両使用簿

決 裁 欄				酒気帯び	運転者氏名 (同乗者名)	使用年月日	使用時間	車名及び 車両番号		無事故 累計日数	日	累計 走行距離		
		安全運転 管理者又は 補助者	(運転前) —— (運転後)	行程 (施設名等)				用 務 (内容及び所要時間)	日常点検 実施結果	走行距離	給油量	確認印	備考 (累計キロ数)	
			有 無		年 月 日	時 分から 時 分まで 時 分まで			良 否	km	ℓ			
			有 無											
			有 無		年 月 日	時 分から 時 分まで			良 否					
			有 無											
			有 無		年 月 日	時 分から 時 分まで			良 否					
			有 無											
			有 無		年 月 日	時 分から 時 分まで			良 否					
			有 無											
			有 無		年 月 日	時 分から 時 分まで			良 否					
			有 無											
			有 無		年 月 日	時 分から 時 分まで			良 否					
			有 無											

注 1 同乗者がある場合は、「運転者氏名」欄の運転者氏名の下に記入すること。
2 「行程」欄には、用務を行う施設名等を記入すること。
3 「用務」欄には、用務の内容及び所要時間を記入すること。
4 「備考」欄には、帰庁時の累計走行距離並びに日常点検による異常箇所及び措置その他伝達事項を記入すること。また、酒気帯びの有無の確認者にあつては、その確認の方法が対面以外の場合には具体的方法を記入し、アルコール検知器を用いた場合には「検知器」と記入すること。

日 常 点 検 の 箇 所 及 び 内 容	1	ブレーキ	踏みしろ、効き、液量、レバーの引きしろ	5	灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅の具合、汚れ及び損傷
	2	タイヤ	空気圧、亀裂及び損傷、異常な摩耗、溝の深さ	6	ウインド・ウォッシャー及びワイパー	液量、噴射状態、払拭状態
	3	バッテリー	液量	7	前回の運行において異常が認められた	当該箇所に異常がないこと。
	4	原動機	冷却水の量、オイルの量、かかり具合、異音、低速及び加速の状態			